



# ふるさと融資 はじめてガイド





私たちは全国各地の  
“地方創生の取組み”を  
支援しています。

私たち地域総合整備財団（ふるさと財団）は、  
活力と魅力ある地域づくりに寄与することをミッ  
ションとして、昭和63年に都道府県及び指定都市  
のすべてが出捐する財団法人として発足しました。



# ふるさと財団の事業

ふるさと財団では下記のような様々な取組みを行っています。



## 民間事業者への支援

- ふるさと融資 ◀◀
- ふるさとものづくり支援事業

## 自治体への地域づくり支援



- 地域再生マネージャー事業
- 地域再生フォーラム
- 地域再生セミナー



## 地域づくりの人材育成

- 地域未来創生スクール

## 公民連携への支援



- 公民連携アドバイザー派遣事業
- 地域イノベーション連携推進事業

民間事業者



財団

サポート



一般財団法人  
地域総合整備財団〈ふるさと財団〉  
Japan Foundation For Regional Vitalization

自治体



# 1

## ふるさとと融資を知る

### ふるさとと融資（地域総合整備資金貸付）とは・・・

地域振興に資する民間投資を支援するために、自治体が長期の無利子資金を民間事業者に融資する制度です。

当財団では、貸付けに関する、

◇事業の総合的な調査・検討、融資に伴う事務を受託・支援します。

※ふるさと財団が貸付を行うものではありません。

貸付対象等

#### ▶ 対象事業者

- ・法人格を有する民間事業者

#### ▶ 対象費用

- ・設備の取得等に係る費用

#### ▶ 対象事業

- ・地域振興につながるあらゆる分野の民間事業で、新たな雇用が見込まれること

#### ▶ 融資期間・貸付利率

- ・5年以上20年以内（うち、据置期間5年以内）
- ・無利子  
（※ただし、民間金融機関等の連帯保証(保証料)が発生）

### 融資活用までの主な流れ

※流れはあくまで一例です。自治体や事業者によりケースが異なります。  
※その他、詳しい流れはP7,8へ。

民間



単位：億円

▶要件一覧

- ・融資比率
- ・限度額
- ・雇用要件

	通常の地域	過疎地域 (みなし過疎地域含む) ・ 離島地域 ・ 特別豪雪地帯	定住自立圏 ・ 連携中枢 都市圏 ・ 東日本大震災 被災地域 <sup>(※2)</sup>	脱炭素に係る 事業 <sup>(※4)</sup>
都道府県指定都市	通常の地域	50%	60%	60%
	融資限度額	80 <sup>(※1)</sup>	96 <sup>(※1)</sup>	120 <sup>(※3)</sup>
	雇用 <sup>(※5)</sup>	5人(再生可能エネルギー電気事業は1人)以上		
その他市町村	通常の地域	50%	60%	60%
	融資限度額	20 <sup>(※1)</sup>	24 <sup>(※1)</sup>	30
	雇用 <sup>(※5)</sup>	1人以上		

- (※1)：地域再生計画認定地域及び沖縄県の区域に係る融資限度額は、1.25を乗じて得た額
- (※2)：岩手県、宮城県、福島県に限定
- (※3)：定住自立圏及び連携中枢都市圏に係る融資比率・融資限度額の引上げ措置については都道府県は対象外
- (※4)：市町村が認定する「地域脱炭素化促進事業」、(株)脱炭素化支援機構が出資等を行う民間事業、国が認める地域脱炭素推進交付金事業のうち、「脱炭素先行地域づくり事業」及び「重点対策加速化事業」
- (※5)：設備を更新する事業であって、地域の産業・雇用政策等への寄与が大きいと認められる場合には、雇用が維持される人数を新たな雇用とみなす。

▶融資比率・算定基礎のイメージ

◇基本イメージ

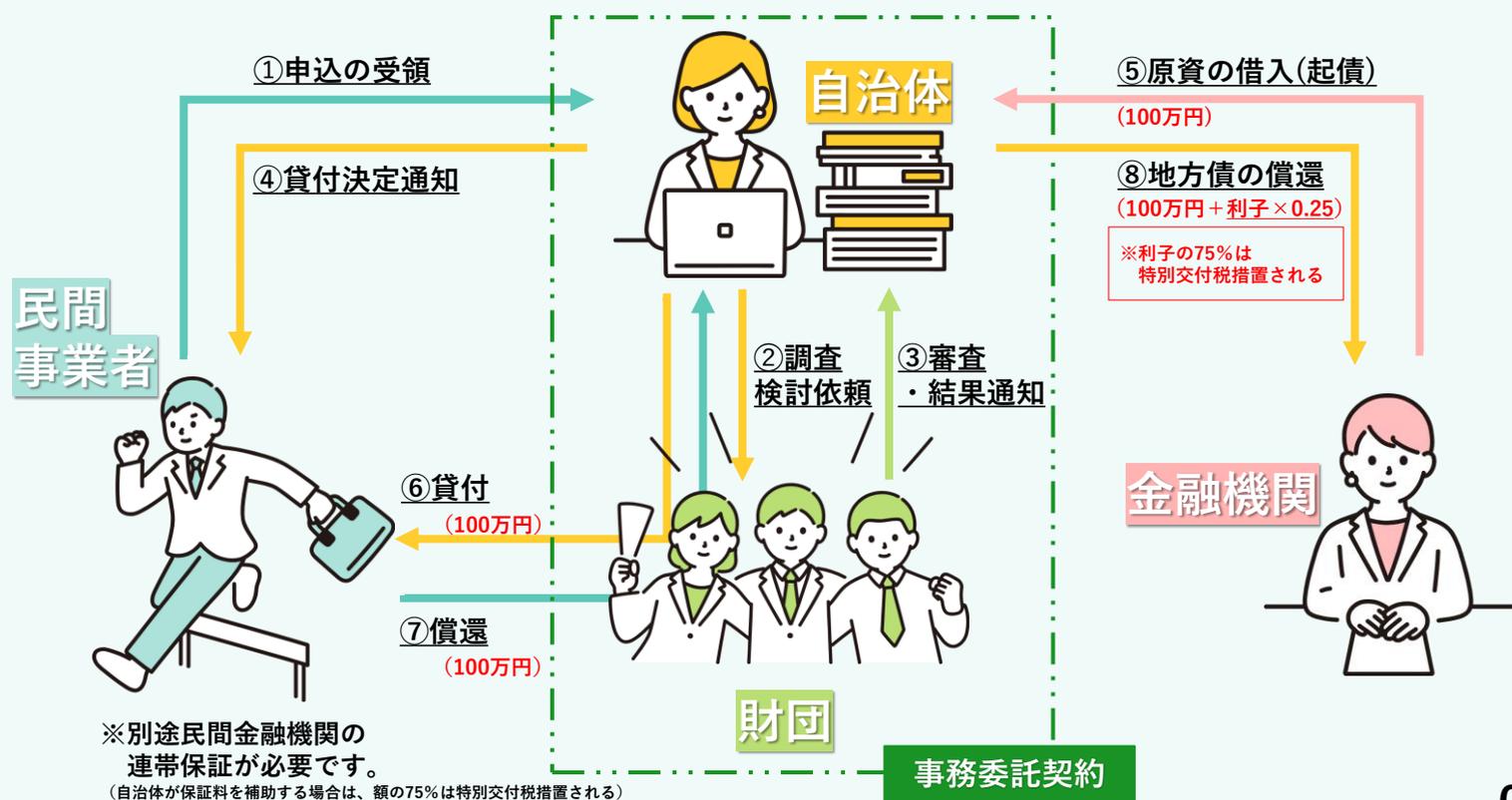


[例] 貸付対象費用を「2億2,000万円」とした場合  
※融資比率を50%としたとき



※下記関係図の()内に当該例で融資を使用した場合の資金の流れを記載しています。

▶融資事務と資金の流れ



※別途民間金融機関の連帯保証が必要です。  
(自治体が保証料を補助する場合は、額の75%は特別交付税措置される)

## 2

# ふるさと融資活用における役割

- ▶ ふるさと融資を活用する際の各団体の役割は以下のとおりです。  
また、ふるさと財団はこれ以外にも、自治体・民間事業者・銀行等からのご質問、必要書類の作成等のあらゆる場面で相談を受け付けています。

### 自治体

- 民間事業者の受付窓口
- 民間事業者と協働し申請書類の作成
- 貸付決定通知書の発行
- 民間事業者との契約締結・貸付実行（財団経由）



### 民間事業者

- 事業計画書の作成
- 貸付団体（自治体）への借入申込
- ふるさと財団による調査への協力
- 民間金融機関との交渉（連帯保証・直接融資）



### 金融機関

- ふるさと融資の上限(50~60%)超過部分の直接融資
- ふるさと融資への連帯保証  
※原資の借入先と同じ金融機関である必要はありません。



### ふるさと財団

- 事前相談の受付
- 案件の総合的な調査・検討の実施
- 貸付・償還手続き



# 3

## ふるさと融資活用のメリット

▶ ふるさと融資の活用には、各団体に以下のようなメリットがあります。

### 自治体

- 無利子融資を通じた地域創生の推進
- 地方債の実質的な金利負担が大幅減  
⇒ 国の特別交付税措置あり
- 貸倒れのリスクなし  
⇒ 金融機関の連帯保証あり



### 民間事業者

- 自治体・金融機関が支援する案件  
= 対外的信用力の向上
- 「無利子」、「期間20年」、「据置期間最長5年」  
の有利な資金調達（※保証料負担あり）
- 自治体からの保証料補助の可能性◎
- 総務大臣賞(ふるさと企業大賞)受賞の可能性◎



### 金融機関

- 期間最長20年、据置期間最長5年のふるさと融資  
貸付を営業のツールとして活用
- 保証分の資金調達不要。保証料として手数料を確保
- 自治体の関与による案件信用力の向上
- 自治体との連携強化、地域におけるイメージの向上、  
地域密着型金融の推進

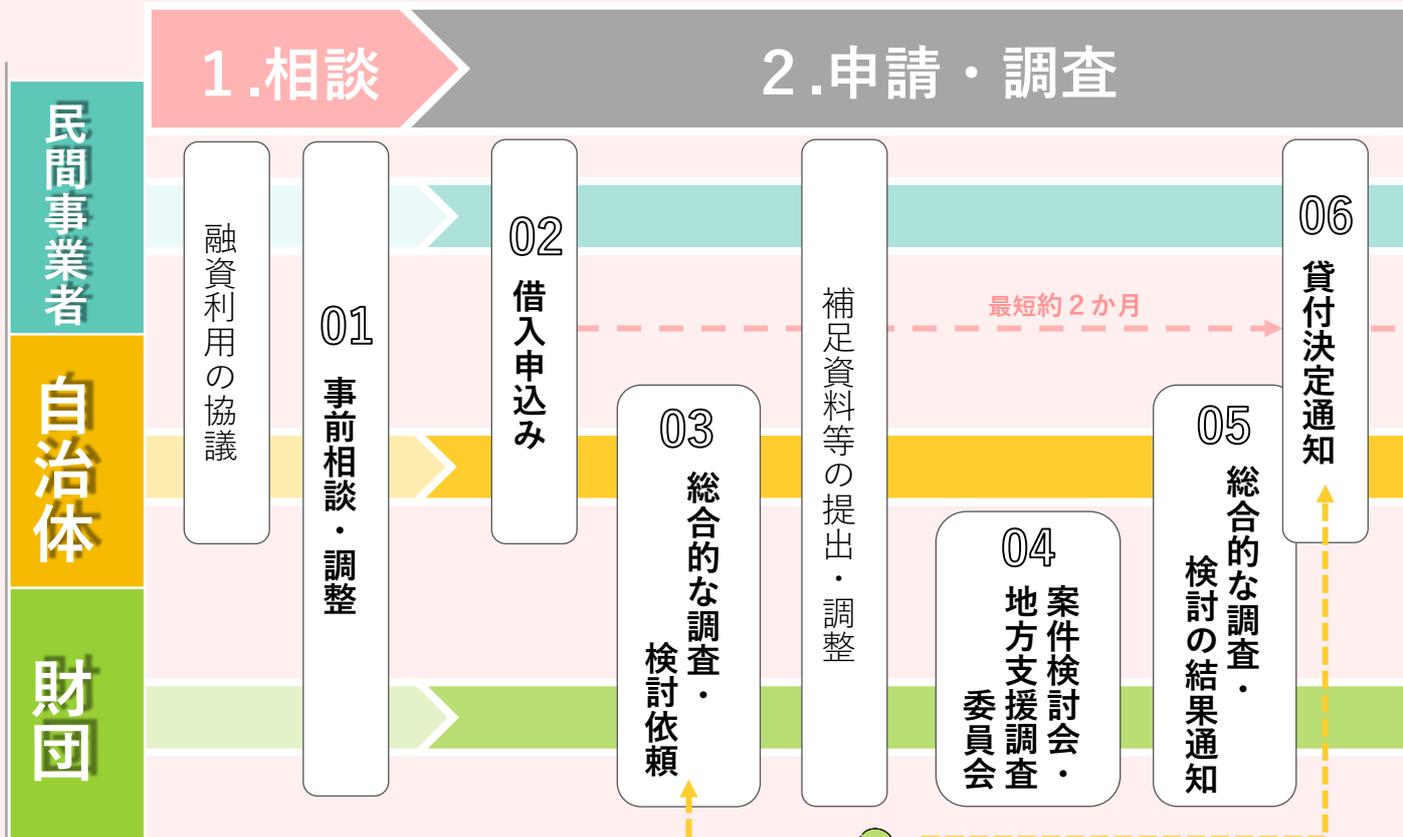


三者にメリットのある融資制度です！！

# 4

## ふるさと融資活用4ステップ

▶ ふるさと融資の活用スキームは「1.相談」「2.申請・調査」「3.実行」「4.償還」の4ステップに分けることができます。



※ [03]までに貸付要綱の制定が必要です。



※ [06]までに予算措置が必要です。

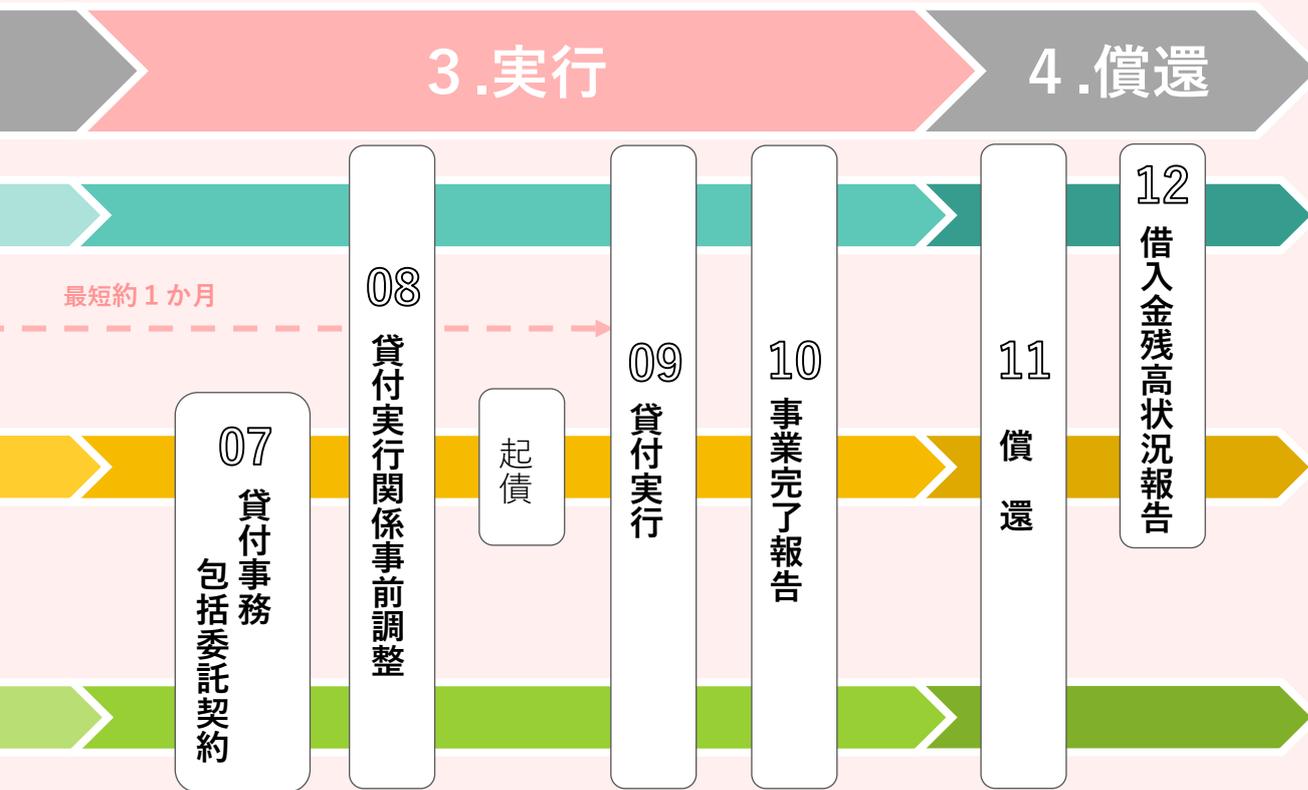
<p><b>01 事前相談・調整</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自治体は融資の活用を検討している事業について、できるだけ早い時期に財団に相談を行う。</li> <li>相談の際には「相談メモ」を活用し、財団に送付する。</li> </ul> <p>相談メモ</p>	<p><b>02 借入申込み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間事業者から自治体に必要書類を提出し借入申込を行う。</li> </ul> <p>様式1~6 過去3期分の決算報告書</p> <p>その他貸付団体(地方自治体)が必要とする補足資料</p>	<p><b>03 総合的な調査・検討依頼</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自治体から財団に必要書類を提出。</li> <li>市町村(特別区含む)の場合は同様の書類を都道府県へ提出(指定都市は不要)</li> </ul> <p>様式7~8 地域総合整備資金貸付要綱</p> <p>民間事業者からの借入申込みに係る書類一式 ※</p> <p>※地域総合整備資金借入申込書、地域総合整備資金貸付に係る意見書は(写)を提出する。</p>
<p><b>07 貸付事務包括委託契約</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貸付実行や償還に係る事務処理を円滑に行うため、財団と自治体との間で貸付事務包括委託契約(無償)を締結する。</li> </ul> <p>様式(ア)~(イ) 様式9の写し</p>	<p><b>08 貸付実行関係事前調整</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貸付決定日の決定</li> <li>金銭消費貸借契約締結等の準備</li> </ul> <p>様式(ウ)~(カ)</p> <p>民間事業者の印鑑証明書(写)及び、現在事項全部証明書(写)</p> <p>保証人の印鑑証明書(写)及び、代表者事項証明書(写)</p>	<p><b>09 貸付実行</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自治体⇒財団 金銭消費貸借契約を締結した後、財団の指定する口座へ貸付金を振込む。</li> <li>財団⇒民間事業者 財団は民間事業者の口座へ貸付金を振込む。</li> </ul>

様式ダウンロード及び事務手続きに関する詳細はこちらからご確認いただけます。  
<https://www.furusato-zaidan.or.jp/yushi/youshiki/>



### 3.実行

### 4.償還



#### 04 案件検討会 地方支援調査委員会

- 案件検討会  
年4回開催：4月下旬、7月上旬  
10月上旬、1月下旬
- 地方支援調査委員会  
年4回開催：5月上旬、7月中旬  
10月中旬、2月上旬

#### 05 総合的な調査・検討 の結果通知

- 財団から自治体へ送付。  
(都道府県へは写しを送付)

#### 06 貸付決定通知

- 自治体から民間事業者へ送付。  
※貸付決定通知前に予算措置及び起債  
の同意・届出の手続きが必要

貸付決定通知 (様式9)

#### 10 事業完了報告

- 民間事業者は貸付対象事業完了後、  
速やかに書類を作成し、貸付団体  
(自治体)へ提出する。
- 自治体は、上記書類の写しを財団  
に提出する。

様式(キ)

対象施設の完成写真

#### 11 償還

- 償還日  
元金均等半年賦償還(年2回)で  
行われる。  
※期日は、貸付決定年度ごとに予め決定。
- 償還方法(振込)  
民間事業者⇒財団  
財団⇒自治体(翌銀行営業日)

#### 12 借入金残高状況報告

- 民間事業者は自治体に決算期ごと  
に書類を提出する。  
※財団への提出は要しない

様式(ク)

決算書 or 営業報告書

# 5

## ふるさとと融資活用事例

▶ ふるさと融資は、都市基盤や交通等のインフラ整備、農林水産業、製造業、サービス業、医療・福祉・教育、脱炭素等、広い分野で活用されています。

※下記は、平成元年度～令和6年度までの実績です。



4,110件

事業数



約1兆429億円

融資額



約17.3万人

雇用創出



212件

ふるさと企業大賞  
総務大臣賞

※ふるさと企業大賞とは・・・  
ふるさと融資を活用した事業者のうち  
地域貢献が認められる事業者を毎年表  
彰し、総務大臣賞を授与するものです。

### カーフェリー建造事業



- 事業者：ハートランドフェリー(株)
- 総事業費：2,646百万円
- ふるさと融資：1,000百万円
- 貸付団体：北海道奥尻町

### 木質バイオマス火力発電事業



- 事業者：ユナイテッドリニュー  
アブルエナジー(株)
- 総事業費：10,029百万円
- ふるさと融資：3,100百万円
- 貸付団体：秋田県

### 再開発ビル保留床取得による まちなか活性化事業



- 事業者：南国殖産(株)
- 総事業費：11,825百万円
- ふるさと融資：1,000百万円
- 貸付団体：鹿児島県鹿児島市

### 蒲鉾製造工場建設事業



- 事業者：(株)松島蒲鉾本舗
- 総事業費：1,068百万円
- ふるさと融資：230百万円
- 貸付団体：宮城県多賀城市

### 自然光利用型の 連棟ハウス整備事業



- 事業者(同)北川農園
- 総事業費：216百万円
- ふるさと融資：14百万円
- 貸付団体：福井県小浜市

### CLT製造工場整備事業



- 事業者銘建工業(株)
- 総事業費：3,969百万円
- ふるさと融資：400百万円
- 貸付団体：岡山県

インフラ整備

農林水産業

製造業

サービス業

医療・福祉・教育

### 蒲鉾製造工場建設事業



- 事業者：大橋鉄工秋田(株)
- 総事業費：1,013百万円
- ふるさと融資：350百万円
- 貸付団体：秋田県横手市

### 冷凍食品加工工場新設事業



- 事業者：(株)佐勇
- 総事業費：1,486百万円
- ふるさと融資：426百万円
- 貸付団体：山形県米沢市

### 医薬品製造工場整備事業



- 事業者：中外医薬生産(株)
- 総事業費：1,134百万円
- ふるさと融資：330百万円
- 貸付団体：三重県伊賀市

### 中心市街地商業施設改修事業



- 事業者：(株)上町家守舎
- 総事業費：158百万円
- ふるさと融資：66百万円
- 貸付団体：岩手県花巻市

### 新倉庫建設事業



- 事業者：ヨコウン(株)
- 総事業費：505百万円
- ふるさと融資：160百万円
- 貸付団体：秋田県秋田市

### 温泉宿泊施設新館増築事業



- 事業者：(有)雲仙福田屋
- 総事業費：417百万円
- ふるさと融資：170百万円
- 貸付団体：長崎県雲仙市

### 病院建設事業



- 事業者：(医)博愛会
- 総事業費：5,324百万円
- ふるさと融資：500百万円
- 貸付団体：栃木県那須塩原市

### 保育園建設事業



- 事業者：(福)長慶福祉会
- 総事業費：215百万円
- ふるさと融資：34百万円
- 貸付団体：新潟県南魚沼市

### 複合型障がい者施設建設事業



- 事業者(福)はびねす福祉会
- 総事業費：418百万円
- ふるさと融資：80百万円
- 貸付団体：愛媛県新居浜市



## はじめてQ&A



Q. 融資を受けることができるのは、こういった民間事業者ですか？

A. 法人格を有する民間事業者であれば、中小企業のみならず広く対象となります。

▶ただし、金融業を営む者（銀行、証券会社、保険会社、貸金業者等）は対象事業者には含まれません。

Q. 融資の対象となる費用はどんなものですか？

A. 次の費用が対象になります。

①設備の取得等に係る費用（運転資金含まず）

②試験研究開発費等当該設備の取得に伴い必要となる付随費用<sup>※</sup>

※原則、貸付額は対象事業一件当たりの総額の20%未満

Q. 民間の金融機関等からの借入を行わずに、ふるさと融資を利用することはできますか？

A. 利用できません。

▶必ず、民間金融機関や政府系金融機関等からの借入をしていただく必要があります。

Q. 二年度にわたる事業について、毎年申込等の手続きが必要ですか？

A. 必要ありません。

▶民間事業者が希望し、自治体が必要と認める場合、財団は当該年度及び次年度事業分の調査・検討を行います。

その場合は次年度に申込などの手続きは必要ありません。

※三・四年度に渡る事業の場合はご相談ください。

その他、詳細な要件や申請書等は  
財団ホームページをご覧ください。



お問合せ

ふるさと財団融資部融資課

03-3263-5737



〒102-0083

東京都千代田区麹町4丁目8-1  
麹町クリスタルシティ東館12階



<https://www.furusato-zaidan.or.jp/>



一般財団法人

地域総合整備財団〈ふるさと財団〉  
Japan Foundation For Regional Vitalization